

能美市空き家清掃費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、能美市空き家バンク制度に登録された物件(以下「登録物件」という。)について、登録物件所有者又は登録物件入居者に対し、登録物件の家財道具等の処分及び清掃費の一部を支援することにより本市への定住を促進し、人口の増加と空き家の円滑な流動化の促進による活力あるまちづくりと家屋の継承を図るため、能美市空き家清掃費等補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者及び対象物件)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登録物件の所有者
- (2) 登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した入居者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

2 対象物件は、能美市空き家バンクの登録物件とする。ただし、能美市空き家バンクに登録された日から起算して3年を超えていない物件であること。

(対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象経費は次のとおりとする。

- (1) 対象物件に残存する家財道具等の処分又は搬出に要する経費
- (2) 対象物件の清掃に関する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める経費

2 補助金は、別表に定める額とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び請求)

第4条 この事業に係る補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市空き家清掃費等補助金交付申請書及び請求書(様式第1号。以下「申請

書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象事業施行前及び施行後の写真
- (3) 補助対象事業の内容が分かる資料
- (4) 領収書等の写し
- (5) 振込先金融機関口座通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、能美市空き家清掃費等補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により該当申請者に通知し、申請者の指定する金融機関口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき
- (3) 空き家バンクへの登録を、所有者の自己都合により2年以内に抹消したとき
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき

(同一物件に対する重複申請の制限)

第7条 この告示に定める補助金については、同一の物件に対して、2年以内に再度申請することはできないものとする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市空き家清掃費等補助金交付要綱第3条第1号の規定については、施行日以後に登録された物件について適用し、平成30年3月31日以前に登録された物件については、平成33年3月31日まで補助の対象とする。

附 則

この告示は、公表のから施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第96号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和7年3月27日告示第42号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助額	
補助対象経費に係る清掃等の全て を市内に事業所を有する業者が請 け負う場合	補助対象経費の1／2以内 限度額5万円
上記以外の場合	補助対象経費の1／4以内 限度額2万5千円